記入例

機密情報の取り扱いに関する確認書

法人名を記載してください

沖縄電力株式会社（以下「甲」という）は、（　　）（以下「乙」という）に対して以下の内容について要請し、乙は、その要請事項を遵守することを承諾する。

（目　的）

第１条　本確認書は、乙が出力制御機能付ＰＣＳ等を開発（以下、「本件開発」）するために、甲が乙に対して提供する機密情報の取り扱いを定めることを目的とする。

（機密情報の定義）

第２条　本確認書における機密情報とは、本件開発のために、甲が乙に対して提供する情報（出力制御機能付ＰＣＳ等に係る伝送仕様書等）の一切をいう

（機密の保持）

第３条　乙は、機密情報を本件開発の目的の範囲内に限り使用するものとする。

２　乙は、善良な管理者の注意をもって機密情報を管理する義務を負うものとし、機密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用等の危険を防止し、機密情報の適切な管理を行うための合理的な安全対策を講ずるものとする。

３　乙は、機密情報を第三者及び業務上関係のない従業員等へ漏洩、提供しないものとする。なお、提供には、閲覧、複写、貸与を含むものとする。ただし、あらかじめ乙が甲に本件開発を目的とする第三者への機密情報の提供を申請し、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。この場合、乙は、当該第三者に対して本確認書と同様の機密保持義務を課すとともに、当該第三者の機密情報の管理につき、甲に対して一切の責任を負うものとする。

４　乙は、機密情報を取り扱う資格のある自己の役員及び従業員等の範囲について、あらかじめ定め、甲の請求があるときは、その範囲を甲に通知するものとする。

（情報管理責任者の設置）

第４条　乙は、機密情報を安全に管理するために情報管理責任者を定め、甲の請求があるときは、業務を開始する前にその者の役職名・氏名を甲に通知するものとする。

（従業員等の安全管理義務遵守策）

第５条　乙は、機密情報の安全管理に関する教育を行うなど、従業員等に本確認書上の義務を遵守させるための必要な措置を講ずるものとする。

（管理状況の報告・立会い・監査）

第６条　甲は、乙の機密情報の管理状況に関し、必要に応じて乙の報告を求めることができるものとし、乙は、速やかにこれに応じるものとする。

２　甲は、乙の機密情報の管理状況に関し、必要に応じて甲が乙の業務遂行に立ち会うこと、乙の監査を行うことを乙に求めることができるものとし、乙はこれに応じるものとする。

３　甲は、前二項の報告、立会い、監査いずれかの結果に基づき、乙の機密情報の管理状況について、乙に是正を求めることができるものとし、乙はこれに応じるものとする。

（委任又は下請けの禁止）

第７条　乙は、本件開発に係る業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は下請けさせてはならないものとする。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。この場合、乙は、当該第三者に対して本確認書と同様の機密保持義務を課すとともに、当該第三者及び当該第三者の被用者の行為につき、甲に対して一切の責任を負うものとする。

（個人情報の適正な取扱）

第８条　乙は、本件開発業務実施のために、甲から個人情報を開示された場合は、機密情報として取り扱うとともに、個人情報保護法の規定に基づき当該情報を厳正に管理するものとする。

（機密情報の返還）

第９条　乙は、本件開発業務が終了した場合、又は甲から要求があった場合には、機密情報が記録された資料等（電磁的記録を含む）を直ちに甲に返還するか、消去又は廃棄するものとする。

（裏面に続く）

（反社会的勢力の排除）

第１０条　乙は、甲に対し、現在又は過去５年以内において、自己並びに自己の役員及び実質的に経営を支配している者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

２　乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

３　甲は、乙が前二項のいずれか一にでも違反した場合、何等の催告を要することなく、直ちに本確認書を解除することができるものとする。

４　甲が前項に基づく解除をした場合、乙に損害が生じても、甲はこれを賠償する一切の義務及び責任を負わない。また解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害の全部を賠償する。

（事故発生時の措置）

第１１条　乙は、機密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用等の事故が発生又は予見される場合には、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第１２条　乙の責に帰すべき事由により、機密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用等の事故が発生し、甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その賠償責任を負うものとする。

（有効期間）

第１３条　本確認書の有効期間は、本確認書締結の日から１年間とする。

２　前項に定める期間満了の１か月前までに甲又は乙が別段の意思表示をしないときは、この確認書はさらに１年間継続するものとし、以後はこの例による。

（存続条項）

第１４条　本確認書の失効に拘らず、第３条、第５条、第11条及び第12条は、なお有効に存続するものとする。

（協議事項）

第１５条　本確認書に定めのない事項又は本確認書の解釈について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本確認書成立の証として、本確認書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

代表者名についてはお問い合わせください

年　　月　　日

日付は空白で提出してください
締結日に沖縄電力で記入いたします

（甲）　沖縄県浦添市牧港五丁目２番１号
沖縄電力株式会社
送配電本部 電力流通部長　　〇〇　〇〇

（乙）

住所・法人名・締結者名を記載してください